

〇 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

≧ Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

教育長

教育委員会教育長に 本庄幸賢氏が再任

教育委員会教育長の任期満了に 伴い、9月議会において本庄氏が 議会の同意を得て再任されまし た。任期は、令和元年10月1日 から令和4年9月30日までの3 年です。



本庄 幸賢 氏

|募||集|

令和元年度 臨時職員登録

登録いただいても必ず任用があ るとは限りませんので、ご了承願 います。

- ▼職種 一般事務
- ▼年齢要件 60 歳未満
- ▼採用期間 5カ月以内(5カ月 以内の更新あり最長 10 カ月)
- ▼賃金・諸手当 町の規定により 支給します。
- ▼勤務時間 8時45分~17時 15分

- ▼休日等 土・日曜日、祝日、年 末年始 ※規定による年次有給休 暇あり。
- ▼社会保険 原則、条件を満たす 方は健康保険、厚生年金、雇用保 険に加入します。
- ▼登録方法 役場2階総務課に 備え付けの登録カードに必要事 項を記入し、写真(縦5cm、横 4cm)を添付のうえ提出してくだ さい。書類は返却しません。
- ▼登録受付期間 随時受付 ※土・日曜日、祝日は除く。
- ▼提出先・問合せ 総務課人事係 (☎ 23 - 2330)

当別町上下水道事業運営委員 会の委員を募集します

水道事業と下水道事業の運営に 関する事項について、調査と審議 を行う委員を募集します。

- ▼資格 町内に在住する 20 歳以 上の方
- ▼募集人数 3名程度
- **▼任期** 令和元年 11 月 1 日~令 和3年10月31日(2年間)
- ▼応募方法 様式に、住所・氏 名・年齢・性別・職業・電話番号・

応募の動機を記入の上、10月16 日(水)までに提出してください。 ※様式は役場上下水道課に備え付 けています。町のホームページ からダウンロードもできます (任意様式も可)。

▼提出先・問合せ 上下水道課業 務係 (22 - 2411)

|見||守||り|

認知症高齢者等の見守りタグ の貸し出しを行います

町では認知症高齢者等に身に着 けていただく見守りタグ(小型の 端末)を貸し出します。このタグ は認知症高齢者等が行方不明に なった時の捜索の手掛かりになり ます。貸し出しには一定の要件が ありますので、希望される家族の 方は相談ください。

- **▼利用料** 月額 275 円
- ▼問合せ 介護課介護支援係 (ゆとろ内・☎ 23 - 3029)



見守り夕グは重量約14g、縦3cm ×横6cm×厚さ1cmと軽量で、身 に着けても気になりにくいです。



🧎 コミュニティ 助 成 事 業







を活用しました

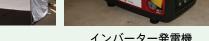
樺戸町町内会では、コミュニティ活動である地域の お祭りや各種講演会など、町内会活動の一層の発展を 目的に、次の備品を整備しました。

・テント、三重コンロ、折り畳みノーパンクリヤカー、 丸形蒸し器、インバーター発電機、延長コード、 冷蔵ショーケース、かき氷器、トールキャビネット

一般財団法人自治総合センターでは、全国自治宝く じの普及広報事業費を財源として、住民のコミュニ ティ活動の促進と発展を図る事業を支援しています。

▼問合せ 企画課企画振興係(☎23-3042)





インバーター発電機



介|護|保|険

介護サービス利用の区分支給 限度基準額が変わりました

10月1日からの介護報酬改定 にあわせて、居宅介護サービス費 等区分支給限度基準額および介護 予防サービス費等区分支給限度基 準額も変更となりました。

▼居宅介護(介護予防) サービス 費等区分支給限度基準額

| 要介護度 | 【改定後】 令和元年 10 月以降 |
|-------|----------------------|
| 要支援 1 | 5,032 単位 |
| 要支援 2 | 10,531 単位 |
| 要介護 1 | 16,765 単位 |
| 要介護 2 | 19,705 単位 |
| 要介護 3 | 27,048 単位 |
| 要介護 4 | 30,938 単位 |
| 要介護 5 | 36,217 単位 |

▼変更時期

10月サービス提供分から

■介護保険被保険者証について

現在、要介護(要支援)認定を受けている方は、次回更新時期まで現在の被保険者証をそのまま使用してください。10月以降は、被保険者証に記載されている基準額を読み替えて使用願います。

▼問合せ 介護課介護支援係 (ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

除雪

高齢者世帯などへ 除雪サービスを実施します

- **▼除雪内容** 玄関先から公道まで の通路 (1 m幅で1本) の除雪。 町による道路除雪が行われた日 に実施します。
- ▼期間 11月~3月
- ▼料金 一冬 7,000 円 (生活保 護世帯は 3,000 円)
- ▼対象 町内に在住する町民税所得割非課税世帯で疾病など身体上の理由により自力で除雪することが困難で、除雪を援助できる親族や友人等がいない次のいずれかに該当する世帯。対象となるか判断に迷われる場合は、介護支援係またはお住まいの地区の民生委員までご相談ください。
- ①65歳以上のひとり暮らしの方。
- ②いずれかが 65 歳以上の夫婦の みの世帯で、夫婦とも除雪する ことが困難である世帯。
- ③身体障害者手帳1・2級、療育 手帳A判定または精神障害者保 健福祉手帳1級を所持してい る方のみの世帯。
- ▼問合せ 介護課介護支援係 (ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

配布

救急安心センターさっぽろ 周知用シールを配布します

町では、平成30年4月から救急医療電話相談『救急安心センターさっぽろ』の利用を紹介しています(本誌p.27)。「救急車を呼ぶか誰かに相談したい」「こんな症状だけど病院へ行ったほうがいいのか」など、迷ったときには「#7119」に電話をしてください。看護師がお聞きした症状から緊急度を判断し、その結果に応じて最寄りの医療機関を案内するなどの助言をしたり、必要時119番へ電話を転送します。

■広報 10 月号と一緒に、『救急 安心センターさっぽろ』周知用 シールを配布します

追加配布を希望する方は、健康 推進係まで連絡ください。

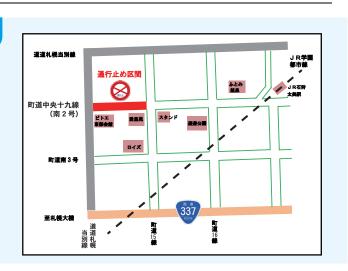


▼問合せ 保健福祉課健康推進係 (ゆとろ内・☎ 23 - 4044)

太美地区で車両通行止めを実施します

防雪柵設置工事に伴い、1週間程度の通行止めを実施します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- ▼場所 町道中央十九線(南2号) ※右図のとおり
- ▼期間 10月下旬から1週間程度
 - ※日程が決まり次第、町ホームページや近隣町内会への回覧等でお知らせします。
- **▼問合せ** 建設課建設係 (☎ 23 3142)





○ 当別町役場 TEL 0133-23-2330 FAX 0133-23-3206

Eメール

kouho@town.tobetsu.hokkaido.jp

ホームページ http://www.town.tobetsu.hokkaido.jp/

無償化

児童発達支援等の利用者負担 が無償化となりました

10月1日より、3歳から5歳 までの障がいのあるお子さんが次 のサービスを利用している場合、 利用料が無料となります。新たな 手続きは必要ありません。

- ▼対象サービス 児童発達支援、 医療型児童発達支援、居宅訪問型 児童発達支援、保育所等訪問支援、 福祉型障害児入所施設、医療型障 害児福祉施設
- ※無償化の対象期間は満3歳に なって初めての4月1日から 小学校入学までの3年間です。
- ▼**問合せ** 介護課障がい支援係 (ゆとろ内・☎25-2665)

無慣配布

乳幼児のいる家庭へ 町のごみ袋を無償配布します

町では少子化対策事業として子育て家庭を応援するため、「乳幼児おむつ用ごみ袋」を無償で配布します。

▼内容 10月1日現在、2歳未満の乳幼児のいる家庭へ、乳幼児 1人当たり1カ月につき町指定 ごみ袋(20ℓ袋)を10枚配布します。

▼配布日時・場所

11月5日(火)~15日(金)

- ゆとろ(保健福祉課福祉係窓口)8時45分~17時15分
- ・太美出張所 9時~17時※対象家庭には10月中に通知します。
- ▼問合せ 保健福祉課福祉係 (ゆ とろ内・☎ 23 - 3019)



旧姓表記

住民票やマイナンバー等に 旧姓の併記が可能になります

11月5日から住民票やマイナンバーカード等に旧姓(旧氏)の記載が可能になります。婚姻等で姓が変わっても、これまで使用していた姓を住民票等に記載することで各種証明に使用できます。記載できる旧姓は一人一つです。旧姓を住民票等に記載したい方は、役場へ届け出が必要です。

▼必要書類

- ①記載したい旧姓が記載されている戸籍(除籍・改製原戸籍)謄本から、現在の姓が記載されている戸籍につながるまでの全ての戸籍謄本
- ②マイナンバーカードまたは通知 カード
- ▼**問合せ** 住民課戸籍年金係 (☎ 23 - 2463)

法令順守

手紙や請求書など「信書」の 送付にはルールがあります

手紙・はがき・納品書や請求書などの信書は、原則、日本郵便株式会社および信書便事業者だけが取り扱うことができると法令で定められています。宅配便やメール便では、原則、信書の送付はできません。詳細は、総務省ホームページをご覧ください。

※特定の受取人に対し、差出人の 意思を表示し、または事実を通 知する文書のこと。該当しない 文書として、書籍(新聞、雑誌、 会報など)やカタログなど。

▼詳細

 総務省情報流通行政局郵政行政 部 (http://www.soumu.go.jp/ yusei/index.html)

- ・信書便制度周知チラシ (http://www.soumu.go.jp/main_content/000606670.pdf)
- ▼**問合せ** 総務省情報流通行政 局郵政行政部郵便課(**☎**03 − 5253 − 5975/E-mail: shinsyo_ soudan@soumu.go.jp)

商品券

プレミアム付商品券を土日に 販売します (対象者のみ)

■土・日曜日販売を実施

▼日時・場所 10月5日(土)・ 6日(日) 9時~12時、ふれ あい倉庫、西当別コミセン

▼購入時の必要書類

①購入引換券 ②身分証明書(免 許証、健康保険証など)

■申請はお済みですか?

申請書が届いた方で申請してい ない方は、現在も受け付けていま すので、お早めに同封の返信用封 筒で申請書を提出してください。

▼問合せ プレミアム付商品券担 当(ゆとろ内・☎25 - 2667)

★プレミアム付商品券を装った<u>振り込め詐欺や個人情報の詐取</u>に ご注意ください

- ・市区町村や内閣府の職員などが、プレミアム付商品券を販売するために、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。
- ・市区町村や内閣府の職員などが ATM (現金自動支払機)の操 作をお願いすることは、絶対に ありません。
- ・市区町村や内閣府の職員などを かたった不審な電話や郵便が あった場合は、ご連絡ください。
- ▼**問合せ** 環境生活課町民生活係 (☎ 23 - 3209)



現地調査

土地の現況証明願いの 受け付けは 10月 31 日まで

冬期間(11月から令和2年4月)は、積雪等により現地確認ができないため、申請地が農地か非農地であるかを証明する現況証明願いの受け付けは行いません。詳しくは、問い合せください。

▼今年度受付期限

10月31日(木)

▼問合せ 農業委員会事務局(役場第二庁舎内・☎23 - 3279)

新規開校

令和2年4月に開校します 道立北の森づくり専門学院

「北海道立北の森づくり専門学院」が、旭川市に令和2年4月に開校します。この学院は、林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を2年間で身に付けられる専門学校で、北海道の森林づくりへの意欲にあふれた方を募集しています。詳細は、北海道のホームページをご覧ください。

▼一般入学試験出願期限

10月28日(月)

▼問合せ 北海道石狩振興局林 務課 林務係(☎011 - 204 - 5836)

啓 発

集中美化強化月間

10月1日~10月31日は、集中美化強化月間です。一人一人が環境景観を意識し、美しいまちづくりに努めましょう。

▼**問合せ** 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

注意

狩猟期間中は道有林への 入林を控えてください

エゾシカ狩猟期間中は、多くの 狩猟者が道有林へ入林します。狩 猟に伴う事故防止のため、この期 間の狩猟目的以外での入林を控え てください。エゾシカによる森林 等被害を低減するため、皆さんの ご理解とご協力をお願いします。

▼エゾシカ狩猟期間

令和2年3月31日まで

▼問合せ 北海道空知総合振興局 森林室管理課管理係 (☎ 0126 - 22 - 1155)



公売会

道央圏地方税合同公売会(オークション)開催

滞納により差し押さえた財産の公売会を道と市町村が合同で開催します。電化製品や調度品等が出品され、入札形式で売却されます。原則どなたでも参加可能です。

▼日時

11月3日 (日・祝) 12時~ ▼場所 花川北コミュニティセンター (石狩市花川北3条2丁目198-1)

▼その他

- ・公売参加には、印鑑・身分証明書(運転免許証や健康保険証等)・ 買受代金(現金)等が必要です。
- ・出品される財産等の詳細は決定 し次第、北海道や町のホーム ページ等で随時お知らせします。
- ▼**問合せ** 税務課納税係(☎23 2341)

公売

インターネット公売を 実施します

▼参加申込期限

10月11日(金)23時

▼せり売り (動産等)

10月18日(金)13時~20日(日)23時

- **▼入札(不動産)** 10月18日(金) 13時~25日(金) 13時
- ▼詳細 Yahoo! 官公庁オークション特設ページ (https://koubai.auctions.yahoo.co.jp/)
- ▼**問合せ** 税務課納税係(☎23 2341)

納税

10月31日は町道民税・固定資産税・国保税の納期限

納期限までに納付しない場合には督促状が発付されたり、延滞金がかかる場合があります。病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、ご相談ください。

▼**問合せ** 税務課納税係(**☎**23 - 2341)

夜間

町税と町営住宅使用料等の 夜間窓口を開設しています

■今月の夜間窓口(共通)

10月10日(木)・24日(木) 19時30分まで

▼場所・問合せ

町税窓口:税務課納税係(☎ 23-2341)

町営住宅関係窓口:建設課建築 住宅係 (☎ 23 - 3147)